

個人情報保護条例のもとでのインターネット利用 Using Internet With Personal Information Protect Regulation

西田 光昭
Mitsuaki Nishida
nishida@kiu.ad.jp
(柏市立教育研究所)

要約：柏市では、個人情報保護条例が施行されており、インターネットを利用することはその電子計算機の結合に該当した。その対応として、「柏市立学校等インターネット活用要領」をつくり、個人情報保護審議会の審議を経て、活用をスタートするに至る過程をまとめた。

キーワード： 個人情報, 条例, インターネット

1. はじめに

インターネットの利用が身近なものになり、平成10年1月20日に文部省からの文書で、全ての小中高等学校からインターネットを可能にしていく旨の通知が出された。これによれば、中高は平成10年度から13年度までの4年間、小学校は15年度までの6年間で実施することを目標としている。

柏市においても、平成8年度から情報教育推進委員会を中心に、インターネットを学校で活用できるようにしていく計画が立てられ、平成10年度からの接続が実施計画の中に組み込まれ、全校接続に向けて進み初めているところである。

2. 柏市の個人情報保護条例

柏市内の小中学校が、インターネットを利用するにあたり、個人情報保護条例の存在が、大きな壁として存在する。「柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」(以下、柏市個人情報保護条例)は、平成元年10月1日から施行されており、この条例を運用するために、「柏市電子計算機処理データ保護規程」「柏市電子計算機処理に係る個人情報保護条例施行規則」も定められている。

この条例は、「行政の公正かつ円滑な執行を図りつつ、市民の基本的人権を擁護することを目的とする。」とされ、基本的人権の擁護が最終的な目的である。他の多くの自治体においても、個人情報保護条例の目的は多くの場合に、基本的人権を擁護するために制定されている。

柏市個人情報保護条例は、個人情報を「電子計算機処理に係る個人及び法人その他の団

体に関する情報で、個人を識別できるものをいう」と定義し、電子計算機処理は、「電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理」とされ、その実施機関として教育委員会もその対象となっている。

したがって、教育委員会が所管する公立学校が、コンピュータを利用してインターネットに接続していくことは、個人情報保護条例の対象となっていることになる。そこで、柏市情報教育推進委員会を中心にその対応を考えてきた。

3. 学校でのインターネット利用における問題点

学校でインターネットを利用することは、どのような点で個人情報保護条例の対象となるか、その条文に照らし合わせてみると、可能性のあるものとしていくつかの点が出てきた。

(個人情報の届出)

実施機関は、個人情報の電子計算機処理を新たに開始し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。届出事項を変更しようとするときも、同様とする。

(記録の制限)

電子計算機に記録する個人情報は、実施機関がその所掌する事務を執行するため、必要かつ最小限のものとする。

(電子計算機の結合の禁止)

実施機関は、次に掲げる場合を除き、外部との通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。

このうち、学校でのインターネットの利用は、個人情報を電子計算機を使って処理・記録をする点ではなく、結合の禁止に関わる点を問題点ととらえ、その対処を考えてきた。

4. 教育委員会としての対応

個人情報保護条例への対応を考えるにあたって、いくつかの個人情報保護条例を持つ地方自治体の事例を調べてみると、学校でのインターネット利用は個人情報保護条例の適応外として対処している所もあった。また、個人情報保護条例自体を見直すべきであるという指摘もあった。

しかし、柏市においては、個人情報保護条例が制定され、その中に電子計算機の結合の禁止がある以上、その条例のもとでの対応ができないか検討した。

個人情報保護条例の電子計算機の結合についての条文は次のようにある。

(電子計算機の結合の禁止)

9.実施機関は、次に掲げる場合を除き、外部との通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。

- 1.電子計算機処理する事務を外部に委託する場合
- 2.その他公益のため、審議会の意見を聴いて市長が必要と認める場合

学校でのインターネット利用は、この条例の2項「公益のため、審議会の意見を聴いて市長が認めた場合」に適応させていくことができるものと考え、手順を踏んでいくことにした。

5. 活用要領の作成

学校でのインターネット利用を進めるには、個人情報保護条例にもとづいて、個人情報保護審議会の意見を聴いて、市長が認めることが必要であることがわかったところで、どのように学校でインターネットを活用していくとするのかを明らかにしていく必要が出てきた。

そこで、情報教育推進委員会では、平成10

年2月から学校でのインターネット利用に関するガイドラインを策定する作業に取り掛かった。

その内容として、個人情報保護条例にもとづき、原則として個人情報を公表することをしない上で、学習活動の中であるいは学校運営の中で、インターネットをどのように活用していくかという点と、インターネットの活用する上で気をつけなければならないことや、身につけなければならないことをどう指導していくかという点とを中心に作成してきた。

校内の体制として、責任者は校長であるが実務的な担当者として情報担当者置くことや、学習活動の中で、個人情報を保護することや、他の人の権利を尊重することなど、情報の発信者としての態度・責任感を身につけるように指導していくことなどを盛り込んだ、インターネットを活用するためのガイドラインとして来た。

ガイドラインを作成してくる中で、市の公立学校には、幼・小・中・高があり、それぞれの学習活動には大きく異なる点がある。そのため、インターネットの活用のしかたも、それぞれ異なる点があることを認めていくことにした。

そのため、ガイドラインで細かな点まで規定することを避け、接続が予定される、小・中・高・研究所それぞれ、インターネットの活用の実態に合わせた規定を作成することにした。

情報教育推進委員会の中で、原案を作ったところで、市教委としての関わり方も検討され、当初インターネットを活用するためのガイドラインとして考えてきたものをたたき台として、「柏市立学校等インターネット活用要領」として、市教委から学校への働きかけのもととなるものができた。内容的にはガイドラインをもとにしながら、市の条例に基づく文書としての形が整えられたことになる。

6. 個人情報保護審議会を経て運用へ

平成10年6月に教育委員会としての「柏市立学校等インターネット活用要領」が完成し、それに基づく各学校の利用規定を添えて、個人情報保護審議会を開催していただくことができた。

個人情報保護審議会では、文章の構成上個

個人情報保護条例に基づく要領とするべきか、特に個人情報保護条例に基づくとせず教育委員会として制定する要領とするべきかという点でのご意見があった。

学校等でのインターネットの活用の内容については、特に指摘をいただくこともなく、学校での利用体制がまだ整っていないことを懸念される意見もうかがうことができた。

7月9日に個人情報保護審議会の答申が市長に出され、それを受けて個人情報保護条例に関する問題点（電子計算機の結合の禁止に関わる点）が解決されたことになった。

7月10日に各学校にインターネットの運用を開始する文書が出され、ここで柏市のインターネット活用がスタートを切った。

7. 運用上の課題

KIUへの参加申請も受理され、すぐに接続作業も行われ、すでに運用を開始しているが、実際の活用の面ではまだ、いくつかの課題が残されている。

- ・ インターネットの活用について指導すべき内容と方法の検討
- ・ 有害情報の侵入を防ぐ方法の確立
- ・ 有害情報についての基準の策定
- ・ どこの学校でも活用できるシステム作り

運用をしていく中で、これらの課題については、KIUの協力を受けながら解決していきたい。